

「一般社団法人日本手外科学会」定款施行細則第1号 入会細則

(適用)

第1条 一般社団法人日本手外科学会（以下「本学会」という）は、入会規則について定款第6条第1号乃至第3号並びに第7条第1項乃至第3項に規定することの他にこの細則を定める。

(入会資格及び手続き)

第2条 正会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。

- (1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、本学会事務局へ提出すること
- (2) 代議員1名の推薦を得ること

第3条 準会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。

- (1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、本学会事務局へ提出すること
- (2) 代議員1名の推薦を得ること

第4条 賛助会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。

- (1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、押印して本学会事務局へ提出すること
- (2) 企業または公的機関に限ること

(入会の承認)

第5条 第2条乃至第4条により入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会事務手数料を添えて本学会事務局に申し込む。理事会の承認を受けた後、当該年度の年会費の納入をもって会員と認められる。

入会事務手数料：正会員及び準会員はそれぞれ2,000円とする。賛助会員は不要とする。

(会費の納入)

第6条 入会の許可を受けた者は直ちに以下の各号に定める当該年度の会費を納入しなければならない。

年会費：正会員は12,000円、準会員は6,000円とする。

賛助会員は50,000円以上とする。

1. 本学会の専門医を有する者は、国際費8,000円を納付すること。なお本学会の国際化、国際貢献に賛同する名誉会員、特別会員、代議員、準会員、賛助会

員からも 8,000 円の国際費を受け付ける。

2. 上記の年会費, 国際費は, 当該年度に全額を納入しなければならない。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員の権利及び義務は, 以下のとおりとする。

(権利)

- (1) 本学会が刊行する機関誌及びその他の出版物の頒布を受ける。
- (2) 学術集会, その他本学会が行う事業への参加ができる。
- (3) 本学会の機関誌及びその他の出版物への投稿, 及び学術集会での発表の応募ができる。
- (4) その他本学会の会則及び細則に定められた権利を行使できる。

(義務)

- (1) 会費を納入する。
- (2) 総会の議決を尊重する。
- (3) 住所, 氏名, 機関誌送付先等に変更のある場合は速やかに事務局へ届出る。

附 則

1. この細則の変更は, 理事会において行う。
2. この細則は平成 22 年 5 月 13 日から施行する。
3. この改訂細則は平成 24 年 1 月 8 日から施行する。
4. この改訂細則は平成 27 年 7 月 26 日から施行する。
5. この改訂規則は令和 2 年 4 月 22 日から施行する。
6. この改訂規則は令和 3 年 3 月 28 日から施行する。